

# 回 覧

## 『公営住宅の入居者募集』

下記のとおり入居者を募集します。

回 地 名	新 小 浜 団 地	斑 住 宅	宮 崎 住 宅	宮 定 住 宅	崎 進 住 宅	町 宅
住宅の種類	町営住宅					
住宅の所在地	小浜町	斑 在	宮崎町	宮崎町	宮崎町	宮崎町
募集住宅	小世帯1戸	一般世帯(単身入居可)1戸	一般世帯1戸	一般世帯(単身入居可)1戸	一般世帯(単身入居可)1戸	一般世帯(単身入居可)1戸
住宅の規模	2DK(木造平屋) 和室2間	3DK(木造平屋) 和室6畳1間、洋室2間	3K(コンクリート造2階) 洋室1間、和室4.5畳2間	3LDK(木造平屋) 洋室1間、和室2間	3K(コンクリート造2階) 和室6畳1間、洋室6畳2間	
入 居 資 格	<p>①収入基準額 月額158,000円以下であること。 ※家族状況によって算定結果が異なりますので、事前に担当にご確認ください。</p> <p>②現に住宅に困窮していることが明らかなるものであること。</p> <p>③その者及び現に同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>④小値賀町への定住の意思があること。</p>	<p>①現に住宅に困窮していることが明らかなるものであること。</p> <p>②その者及び現に同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>③小値賀町への定住の意思があること。</p>				<p>①Uターン者又ははターナー者で、本町での居住期間が3年満たない者。 ※Uターン者とは、小値賀町で生まれ育った人が、一度町外で生活した後、町内に戻って生活をする者。 ※ターナー者とは、小値賀町外で生まれ育った人が、町内で生活をする者。</p> <p>②その者及び現に同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。</p> <p>③小値賀町への定住の意思があること。</p>
入 所 期 間						3年以内(町内で安定した生活を築くまでの期間)
家 賃	<p>最低家賃月額 13,400円 ※上記は最低家賃で実際の家賃は入居者の収入状況により決定されます。</p>	<p>最低家賃月額 17,900円 ※上記は最低家賃で実際の家賃は入居者の収入状況により決定されます。</p>	<p>最低家賃月額 9,800円 ※上記は最低家賃で実際の家賃は入居者の収入状況により決定されます。</p>	<p>最低家賃月額 18,100円 ※上記は最低家賃で実際の家賃は入居者の収入状況により決定されます。</p>	<p>最低家賃月額 10,000円</p>	
申 込 方 法	入居申込書に申込調査票・住民票・町県民税記載事項証明書・税金の未納が無い証明書を添えて、お申込みください。 ※入居申込書・申込調査票は役場建設課に備えています。					
受 付 期 間	平成30年8月10日(金曜日)まで					

※申し込み者数が、募集戸数よりも多い場合は、選考又は抽選となります。

※お問い合わせ先:小値賀町役場 建設課 建設管理班 (電話 56-3111)